

調達管理番号：26a00739

担 当 部 署：経済開発部民間セクター開発グループ第一チーム

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(1) 担当業務：環境社会配慮

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類：調査団参団

(1) 全体期間：2026 年 10 月下旬から 2026 年 12 月中旬

(2) 業務人月： 0.97

|               |      |      |
|---------------|------|------|
| (3) 業務日数：準備業務 | 現地業務 | 整理業務 |
| 5 日           | 14 日 | 5 日  |

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限：2026年9月30日（水）（12時まで）

(4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

( [https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8)

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 10 月 9 日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針      | 26 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 10 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- |                |      |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験      | 30 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点  |
| ③ 語学力          | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等    | 10 点 |

（計 100 点）

|           |                                          |
|-----------|------------------------------------------|
| 類似業務経験の分野 | 環境社会配慮に係る各種調査（経済特区開発に係る各種調査経験があることが望ましい） |
| 対象国及び類似地域 | ウズベキスタン及び全途上国                            |
| 語学の種類     | 英語                                       |

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ウズベキスタン国（以下、「当国」）では、2016年にミルジヨエフ大統領が就任して以来、国有企業の民営化、外国投資の促進、PPPの推進等の経済改革が進み、開放的な市場経済へ移行しつつある。当国では、これらを背景に、2024年には年平均6.8%の経済成長を達成しており、また、国連貿易開発会議（UNCTAD）が公表する「World Investment Report 2025」によると、2024年の海外直接投資流入額は28億米ドルであり前年比31.5%増で、中央アジア諸国内で最多となった。こうした状況に対し、当国は、更なる経済発展のため、国家開発戦略として「ウズベキスタン2030」（National Development Strategy 2030）を策定し、2030年までに高中所得国入りを目指している。また、「新ウズベキスタン開発戦略2022～2026（大統領令UP-60）」（2022年1月）では、「経済の自由化を通じた産業政策の推進、外国投資促進・投資環境整備（2026年までに1,200億ドル、うち700億ドルが外国投資）」、「ビジネス環境整備・民間セクター活性化（GDPに占める民間シェア80%実現）」が具体的な目標として掲げられている。更には、経済特区の整備にも力を入れており、多岐に亘る分野で今後、更なる投資促進を図っていくことが示されている。このように、当国では産業開発・投資促進をより一層進めて行くことを国家目標とし、取組を加速している。

他方、同国の産業開発・投資促進においては、二重内陸国であることに起因する高い物流コストがかかること、原材料の資源輸出に依存し加工による付加価値を創出できないこと、外国投資家にとって投資収益性の判断に必要な情報（現地でのビジネスの収益構造、ローカルパートナーの信頼度、ポテンシャル分野の具体的な案件候補）が十分でないこと、近年民間企業に開放しつつあるものの国営企業が経済に介入し、民間セクターのダイナミズムを阻害していること、都市部・地方部間でインフラ・地域格差が大きいこと、貿易相手国が特定国（ロシア、中国等）に偏重していることなど、引き続き課題がある。また、経済特区開発においても、多くの経済特区が整備されつつあるものの、その運営の非効率さやインフラの不足（交通リンク、施設整備、デジタル化）、投資機会に係るプロモーションの不足、経済特区間の連携（サプライチェーンの接続等）等の課題がある。

かかる状況下、当国政府からJICAに対して、産業競争力強化と投資環境改善に関する協力の依頼があった。当国は地政学的にも重要な位置にあり、域内でも今後の経済成長が期待されている中で、将来的な日本企業の進出促進も念頭に置き、同国への協力方策の検討が求められている。

本プロジェクトでは、ウズベキスタン投資産業貿易省を対象に、経済特区の開発・運営及び投資促進に係る能力強化を通じ、産業振興及び実施体制の強化を図り、もってウズベキスタンにおける産業競争力強化と投資環境改善に寄与することを目指す。なお、本プロジェクトに先立ち、産業開発に係る情報収集・確認調査を実施しており、同国の主要産業のポテンシャル及び課題、当国の投資環境にかかる収集・分析、当国の比較優位となる産業の特定、産業開発ロードマップ案、産業振興・投資促進に関する協力メニューの検討等を行った。さらに、2026年7月から8月にかけて第一回詳細計画策定調査を実施し、実施機関と本プロジェクトの討議議事録を締結し、大枠について合意済み。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 準備業務（2026年10月下旬）

- ① 要請書、情報収集・確認調査結果、詳細計画策定調査報告書等の関連資料・情報の収集・分析により要請背景や調査状況を把握の上、現地調査方針、スケジュール、面談先等、収集すべき情報を検討する。
- ② 既存情報に基づき、タシケント州の経済特区開発状況や土地利用計画、都市開発計画、業界団体や他ドナーの動向等を考慮しながら、環境社会配慮の観点で、情報収集および分析を行う。
- ③ 既存情報に基づき、環境社会配慮に関するステークホルダーを整理、組織体制（構成、人員、予算）、能力等を事前に確認した上で、ヒアリング先を決定する。
- ④ ウズベキスタン側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英語）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。必要に応じて、質問票は現地事務所の協力を仰ぎながら事前配付を行うが、オンライン会議等での事前ヒアリングなどを試み、現地業務の効率化を図る。
- ⑤ 現地調査で収集すべき情報・留意点を検討し、担当分野に係る詳細計画策定調査対処方針（案）及びウズベキスタン側関係機関に対する説明資料（案）を作成する。

- ⑥ JICAがウズベキスタン政府と締結する予定のR/D案（Record of Discussions）を含むM/M案（Minutes of Meetings）について、JICAと協議し、全体との整合を踏まえたうえで担当分野の更新箇所にかかるドラフトを作成する。
- ⑦ 必要に応じ、JICA関係者との打合せに参加する。

## （２）現地業務（2026年11月上旬～中旬）

- ① JICAウズベキスタン事務所を含む日本側関係機関との打合せを行い、調査計画および担当調査事項について説明する。
- ② ウズベキスタン側関係機関へのヒアリング及び協議を行い、調査の目的・方法・手順・今後のスケジュール等について説明を行う。また、ヒアリング及び協議先との面談議事を作成する。（投資産業貿易省、経済財政省、生態・気候変動国家委員会、対象地域自治体等を想定）
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

### ア）要請背景・内容

(a)要請背景・内容、地域、及びスコープを踏まえたうえで、準備業務で不足している情報確認、整理を行う。

(b)関係機関及び実施体制を確認する。

### イ）環境社会配慮の観点で、プロジェクトの実施機関・関係機関のほか、担当分野に関連する各組織の整理と現状分析を行う。

(a)関連する各組織の担当分野に関する所掌業務、組織体制、根拠法、部署別人数、人員の専門性、業務経験、実施能力、課題について情報収集する。

(b)関連する各組織の役割について、文献及びヒアリング結果等に基づき、各組織の能力評価とステークホルダー分析を行う。

(c)関連する各組織の予算規模、内訳について情報収集する。

(d)経済特区開発の実施に関し、関係機関間における協調のための委員会の有無、及び委員会がある場合にはその機能と稼働状況について確認を行う。

### ウ）開発計画や政策及び法令等の情報収集・分析

(a)環境社会配慮の観点で、政策や法規制、アクターの役割や関係性、政

策の実施状況や課題を調査分析する。

(b)タシケント州における経済特区開発の文脈において、土地利用計画やマスタープランを踏まえ、環境社会配慮の観点から留意すべき事項を洗い出す。

(c)経済特区開発の候補地選定を念頭に、タシケント州の基礎データ（人口・地形図・航空写真・衛星写真・温室効果ガス排出状況（ベースラインデータ）、社会経済状況）の収集を行う。環境社会配慮の観点から、かかるデータへの補足情報を収集する。

エ）環境社会配慮に係るウズベキスタン側の調査の経験、能力、体制、手法の確認を行う。

オ）財務・資金調達

(a)民間投資、民間開発の現状、計画及び事業の動向、課題について情報収集・整理する。

カ）環境社会配慮に関し、現地業務に関し、現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。

④ 以下の情報を収集し、現状の把握、課題の抽出、留意事項の整理、本プロジェクトの協力量針にかかる提言の取りまとめを担当分野の観点から行う。

ア）今次経済特区開発にかかるマスタープラン策定・F/Sの実施に向けた調査項目、必要な期間、留意点、調査方法、合意形成等に関する提言を行う。

イ）地域開発・都市計画との整合性に鑑み、環境社会配慮の観点からマスタープラン・F/S策定のための提言を行う。

ウ）リスクとなる事象（前提条件、外部条件、工程管理、コスト管理、総合的管理等）に関連する情報の整理を行う。

エ）横断的に留意すべき事項（気候変動対策、貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティ）の整理、分析を行う。

⑤ 調査結果に基づき、JICAと先方機関と協議を行い、担当分野についてR/D案を含むM/M案の作成を行う。また、プロジェクトの協力計画案、期間、実施体制などについて、担当分野に関する提言を取りまとめる。また、実施機関に対するR/D案を含むM/M案の説明を行い、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑥ 担当分野に係る収集資料リストを作成し、収集資料リストの取りまとめ作業

に協力する。

- ⑦ 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）」に基づき、以下の調査を行う。

- ア) 環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査。
- イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成。
- ウ) 情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）の作成。
- エ) 実施機関の環境社会配慮に関する実施能力の把握。

- ⑧ 現地調査結果について、担当分野に係る要旨をJICAウズベキスタン事務所等の現地関係者に報告する。

(3) 整理業務（2026 年 11 月中旬～下旬）

- ① R/D 案（英文）、事業事前評価表案（和文・英文）、リスク管理チェックシート（※）の担当分野関連部分を更新し、作成に協力する。いずれも他分野関連が盛り込まれた文書案、及びフォーマットは JICA から提供する。
- ② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、JICA が作成する報告書（案）等の担当分野に係る更新を行う。

※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2026 年 11 月 30 日（月）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （１） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

### （１） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は2026年11月上旬を予定しています。

本業務従事者に先立ち、JICAは第一回詳細計画策定調査を7月から8月にかけて実施しており、今次の調査では当該担当分野の団員単独での調査を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 環境社会配慮（本コンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICA ウズベキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等が同行する場合、所員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：英語もしくは日本語⇄ウズベク語（ロシア語）の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じ支援します。なお、今次の調査では JICA 団員が参団しない想定のため当該団員による関係機関へのアポイント取り付けが必要となる場合があります。

力) 執務スペースの提供：必要に応じ事務所の執務スペースを提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発第一グループ第一チームから配付しますので、edgps@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・ウズベキスタン国産業開発に係る情報収集・確認調査関連資料
  - ・ウズベキスタン国投資推進を通じた産業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書
  - ・協議議事録（第一回詳細計画策定調査）

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上